

令和05年度 第1回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年06月13日 午後02時00分～午後03時30分

開催場所 東村山警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 3名

内 容

会議に先立ち、会長・副会長を互選した。
また、交通課長の出席について各委員から了承を得た。

[業務説明]

- 取締り活動ガイドラインの見直しについて
- 1 見直しの趣旨
 - 2 放置駐車の確認及び標章の取付けを行う駐車監視員の活動
 - 3 重点路線及び重点地域等について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 警察署協議会とは
 - ア 基本的な考え方
 - イ 警察署協議会の意義
 - ウ 警察署協議会委員について
 - エ 会議の開催について
 - (2) 交通関連
 - ア 交通規制について
 - (ア) ゾーン30とは
 - ・ なぜゾーン(区域)なのか
 - ・ どのような規制になるのか
 - ・ どのような区域を「ゾーン30」として整備しているのか
 - (イ) 交通規制標識の設置場所
 - イ 自転車について
 - (ア) 自転車に対する警告・指導・取締り活動
 - (イ) 自転車安全利用五則
 - (ウ) 自転車レーンの設置効果等について
 - (3) 「闇バイト」に対する緊急対策
 - ア 強盗・特殊詐欺の認知件数
 - イ 闇バイトの実態と緊急対策プラン策定の背景・目的
 - ウ 警視庁及び東村山署の取組
 - エ 各種キャンペーン、防犯講話等の実施状況
 等について説明し、意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 署長からの説明のとおり、今後も様々な取組をお願いしたい。
 - (2) 今回は新任委員が多いため、以下について詳しい説明をお願いしたい。
 - ア 警察署協議会委員の選出方法について

(説明) 地域の安全に関心が高く、人格・見識を備え、地域の実態に即した意見を述べられる方を公安委員会が委嘱している。
 - イ 規制時間前にスクールゾーンへ進入し、規制時間内に走行した場合について

(説明) 通行禁止違反に該当するが、スクールゾーン内に住宅・駐車場・職場等がある場合、申請すれば通行許可証を交付できるため、交通課へ問合せしてほしい。
 - ウ 自転車レーンの幅について

(説明) 道路状況により異なるが、基本的には十分な幅員のある道路に設置し、1.5メートル以上の幅は確保されている。
当署管内では、さくら通りに自転車レーンが設置されている。
 - エ 高齢者に対する特殊詐欺被害防止対策について

(説明) 固定電話での会話が被害の端緒となることから、留守番電話を設定し、知らない人からの電話には出ないことを推奨している。
特に、70歳以上の方でNTTを利用中の方に、無料のナンバーディスプレイ等の設定を推進しているほか、自治体が行っている自動通話録音機

の利用推進を働き掛けている。

[その他の意見要望等]

委員から「道路交通法等の法令が改正される際は、どのように周知されるのか。」との質問があり、「法令改正の際は、署員への教養等を徹底し、市民の皆さんには、各種キャンペーン等の機会を通じて広報啓発活動を実施している。」旨を説明した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第4回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年02月09日 午後03時00分～午後04時10分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 6名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 協議会からの意見要望の取組結果について
令和4年度第3回会議において出された「管内の交通事故発生状況で、管内の事故多発箇所等をハザードマップのようなものを配布してもらえるとありがたい。」旨の要望については、地図上で発生場所を落とすと複雑化して場所の特定が困難である旨を説明し、町名別で棒グラフを作成し説明した。
- 2 令和4年管内交通事故発生状況等について
 - (1) 発生した交通事故の特徴
久米川・東村山・清瀬駅周辺及び新青梅街道・府中街道・所沢街道など主要幹線道路での交通事故が多い。
 - (2) 自転車の関与する交通事故
自転車が関与する交通事故の割合が約60パーセントとなっており、昨年とほぼ変わらず関与率が高い。
 - (3) 自転車乗車用ヘルメット着用の努力義務化等
自転車の交通事故で死亡した人の約7割が頭部損傷を負っており、ヘルメット非着用時の致死率は着用時の約2.3倍も高くなっている。
このような情勢を受け、本年4月1日から全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化等を内容とする改正道路交通法が施行されることとなった。
等について説明した。
- 3 管内の特殊詐欺被害発生状況等について
 - (1) 認知件数、被害認知総額、特殊詐欺の手口
管内の特殊詐欺被害認知件数・被害総額・アポ電入電件数、キャッシュカード詐欺盗・オレオレ詐欺・還付金詐欺・架空料金請求詐欺・サポート詐欺の手口等について説明した。
 - (2) 当署の特殊詐欺被害防止対策
ア ATM警戒及び車両による広報警戒活動を実施している。
イ 管内のコンビニエンスストア73店舗に対し、サポート詐欺の被害防止対策として、プリペイドカード陳列棚に当署作成の注意喚起の防犯札を設置し、未然防止の協力依頼を実施している旨を説明した。
上記対策を実施した翌日、コンビニエンスストアにおいて、店員の声掛け等による被害の未然防止に繋がる事例があり、早速その効果が表れた。
 - (3) 自動通話録音機の特徴
電話着信時に、発信側（相手）に対して警告メッセージを自動で流し、その後、着信側の呼出音を鳴らし、応答した時から会話内容の自動録音を開始される旨を説明し実演を行った。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 自動通話録音機貸与の働き掛け
特殊詐欺被害防止の一環として、自治体から自動通話録音機の貸与を行う制度があるので、東村山市役所に対して特殊詐欺被害の現状を説明した上で、自動通話録音機の防犯効果を説明し、市民への無償貸与の実現に向けた働き掛けを実施している。
 - (2) 防災無線の活用
車両による広報には限界があることから、東村山市及び清瀬市に対し、防災無線による注意喚起広報の協力を要請している。
旨を説明し、意見を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等

高齢者に対して、自動通話録音機の貸与、防災無線による注意喚起は有効と思われるので、実現に向け引き続き働き掛けをしていただきたい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第3回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年12月07日 午後03時00分～午後04時00分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 9名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 スクールサポーターの取組について
 - (1) スクールサポーター運用の趣旨
 - (2) スクールサポーターの任務
当署スクールサポーターは、会計年度任用職員2名が在籍
 - (3) 当署スクールサポーターの活動内容
 - ア 少年の非行防止及び立ち直り支援対策
 - イ 学校等における児童等の安全確保対策
 - ウ 不審者侵入時の防犯訓練への指導及び助言
 - エ 少年、保護者その他関係者を対象とする非行防止教室の開催支援
 - オ 有害環境の浄化活動
 - カ その他少年の健全育成上必要と認められる活動
 - (4) 八坂小学校生徒による中央公園花壇作り
 - (5) 割れ窓理論について
等について説明した。
- 2 管内通学路の点検状況等について
 - (1) 管内通学路については、3年間で管内の小学校（東村山市15校、清瀬市10校）全校の通学路点検を実施している。実施者は、警察、道路管理者、教育委員会、学校関係者、教育委員会、学校関係者（副校長、PTA等）が参加し、全小学校の通学路点検が実施される。
 - (2) スクールゾーンでの交通違反取締り状況
等について説明した。
- 3 自転車に対する指導・警告活動について
随時、自転車の通行量が多い道路や自転車が関与する事故発生場所等を選定し、自転車利用者に対する自転車利用マナーの向上に向けた活動を実施している。
等について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 管内交通事故発生状況及び関与率について
 - ア 管内交通事故発生状況（令和3年、令和4年の総数、死傷者数の対比）
 - イ 管内交通事故関与率（令和3年、令和4年の高齢者、自転車、二輪車、貨物車子供の関与率の対比）
 - (2) 当署交通違反取締り状況（令和3年、令和4年の各種違反の対比）
無免許、飲酒、速度、交差点違反等の取締り状況
 - (3) 自転車に対する交通違反取締り活動状況について
自転車利用者に対する当署の取締り活動状況（取締り件数等）
等について説明した。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
署長からの説明のとおり、今後も様々な取組をお願いしたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「中央公園花壇作りは、子供が土に触れる良い機会となり、また、ニューヨークのコミュニティガーデンのように、花の多い所は犯罪抑止にもなるという実例もあるので、今後も継続していただきたい。」旨の要望があり、「今後も継続していくつもりである。」旨を説明した。
- 2 委員から「通学路で夜間暗い所があり安全面で不安を感じる所がある。交通上の点検のほか、防犯上の観点からの点検は如何か。」旨の意見があり、「防犯上の観点か

らは、行政も絡んでくることから、主管課と検討した上で、次回、回答したい。」旨を説明した。

3 委員から「交通事故発生状況で、管内の事故多発箇所等を地図上でハザードマップのようなものを配布してもらえるとありがたい。」旨の要望があり、「町別に分析をして、次回報告させていただきたい。」旨を説明した。

4 委員から「コロナも以前より自粛傾向が緩和され、子供の活動範囲も広がっている。スクールサポーターと市役所が協力して活動をしていただきたい。」旨の要望があり、「主管課と検討した上で市役所等にも働き掛けをしていきたい。」旨を説明した。

5 委員から「特殊詐欺の被害状況の近況を教えてください。」旨の意見があり、管内の認知件数、被害額、手口等を説明した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第2回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年09月12日 午後03時00分～午後04時15分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内 容

[業務説明]

- 1 ドクターヘリ・ランデブーポイントについて
ランデブーポイント設置に関する目的、必要条件、都内での設置数及び当署管内での設置数と災害時におけるヘリコプターの着陸場所について説明した。
- 2 少年柔剣道について
制定の趣旨、訓練の目的、訓練対象、訓練の成果等について説明した。
- 3 警察犬の活動状況について
警察犬の活躍により事件解決に至った事例、警察犬の活動状況について説明した。
- 4 マスコットキャラクターについて
東村山警察署のマスコットキャラクター「むらきよ君」の誕生経緯、交通安全、防犯活動を呼び掛けていく旨を説明した。
- 5 子供に対する犯罪被害防止について
謎解きを通じて子供たち自身が有事の際に必要な行動をとること、また謎解きの場所として各交番等を巡ることで、助けを呼ぶ場所を確認してもらうことを目的とした当署謎解きクイズラリーを実施中である旨を説明した。
- 6 特殊詐欺被疑者検挙作戦について
第八方面区内、タクシー会社と連携して特殊詐欺被疑者を検挙することを目的とした取組を実施中である旨を説明した。
- 7 都民の警察官表彰について
本年、第92回都民の警察官駐在所部門で当署萩山駐在所勤務員が表彰された旨を説明した。
- 8 当署震災警備訓練について
本年9月1日、大規模災害発生を想定した東村山警察署震災警備訓練について、緊急交通路確保、救出救助訓練等を実施した旨を説明した。
- 9 災害時における装備資器材について
救助時の手動による切断や堀削、感染防止用の装備として、本部主管課から各署に配布された「簡易救助工具セット」を展示した上、諸元性能使用方法等を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
大規模災害発生時に平時の備えで有事の即応をするため、東村山浄水場と施設提供協定、建設事業者とフォークリフト借り上げ協定、管内病院とのヘリポート使用協定等を行っているが、更なる当署管内事業者等との災害時協力体制の構築に向けた取組のあり方等について意見等を求めた。
- 2 警察署協議会からの意見要望等
東日本大震災発生時にも民間のバスを使用をしていたことから、バス会社等との締結は有効と考えられる。バスは、人・物資等様々な搬送ができるし、一時的な避難場所としても利用できるもので有効と思われる。また、車両や資機材が揃っても燃料がなければ稼働できないことから、燃料取扱業者等への締結も必要と考えられる。非常時に備え、今後とも引き続き働き掛け等をしていただきたい。

[その他の意見要望等]

委員から「東村山警察署庁舎の耐震性や非常時における署員体制及び業務継続について教えてほしい。」旨の要望があり、「耐震性については、耐震補強工事も行っており、東日本大震災の際も被害がなく震度5強以上でも業務継続可能であると考えている。また、休日・夜間に災害が発生した場合にも、署長や幹部等、署員が参集し速やかに対応することとなっている。通信手段等については、停電の場合でも3日間は電力供給は可能な状態となっている。」旨を説明した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和04年度 第1回 東村山警察署協議会 議事概要			
開催日時	令和04年06月27日 午後03時00分～午後04時10分		
開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 7名 署長ほか 3名
内 容			
<p>会議に先立ち、交通課長の出席について、各委員から了承を得た。</p> <p>[業務説明]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取締り活動ガイドラインの見直しについて <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締り活動ガイドラインの見直しの趣旨 (2) 放置車両の確認及び標章の取付けを行う駐車監視員の活動について (3) 重点路線・重点地域等について説明した。 <p>[警察署の業務に関する意見等の聴取]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 署長から協議会への説明内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当署管内における高齢者の保護取扱いの概要について <ol style="list-style-type: none"> ア 令和3年・令和4年の対比 イ 特異な取扱い ウ 市役所における迷い人対策等について説明した。 (2) 当庁・当署管内の交通事故における高齢者・子供・自転車等、状態別発生件数と関与率等について説明した。 (3) 警察犬について 2 警察署協議会からの意見要望等 <p style="margin-left: 2em;">署長からの説明のとおり、今後も様々な取組をお願いしたい。</p> <p>[その他の意見要望等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委員から「清瀬駅北口けやき通りを挟んでスーパーと駐輪場があるため、近くに横断歩道があるにもかかわらず、横断歩道がない場所を横断する人がいる。交通量も多い場所なので何か対策をしてほしい。」旨の要望があり、新たな横断歩道の設置、横断禁止の規制、スーパー側歩道にガードパイプの設置等、本部主管課や市役所等と検討し適切な対応をしたい旨を説明した。 2 委員から「自転車の利用マナーに関しては、警察官からマナー指導に努めていただいているが、もっと広く啓発してほしい旨の要望があり、交通事故発生状況や自転車の利用マナー等について広報啓発活動に努めていきたい旨を説明した。 3 委員から「防災無線で特殊詐欺の注意喚起広報が流れていたが、最近聞かないので、今後も流してほしい。」旨の要望があり、防災無線の使用は恒常的には難しく期間限定的なものになってしまう。今後も特殊詐欺の発生状況等によって検討し、市役所に放送依頼する等、引き続き被害防止対策に努めていきたい旨を説明した。 4 委員から「家族間トラブル等を抱えている方が増えているように感じている。警察としての解決策等があれば教えてほしい。」旨の要望があり、いつでも相談の受理対応をしている。事案によっては、刑事事件として事件化するなどの対応をしている旨を説明した。 			
その他			

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第4回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和04年03月15日 午後03時00分～午後04時30分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

1 協議会からの意見要望の取組結果について

- (1)令和2年度第2回警察署協議会において出された「見通しが悪く、危険と感じる場所に対する安全対策を講じていただきたい。」旨の要望について、経年劣化による路面補修後、本年3月4日横断歩道が設置された旨を説明した。
- (2)令和3年度第3回警察署協議会において出された「バス停近くに歩行者に対して横断方法に関する看板等を設置する等の注意喚起をしていただけませんか。」旨の要望については、「バス停直近の金網フェンスに『あぶない！わたるな！』と記載された横断幕2枚を設置し、今後、反対側歩道にある消火栓に『横断やめましょう』等の看板を設置することで、横断者に対する注意喚起を図る。」旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1 署長から協議会への説明内容

管内特殊詐欺被害防止対策について

令和4年は、都心部で還付金詐欺が増加している。当署管内での過去3年間の発生状況等については、減少傾向にはあるものの未だ被害撲滅には至っていない。

当署では、

- 車両による被害防止広報
 - 防災無線を活用した広報
 - ATMでの携帯電話対策
 - ワクチン接種会場等における効果的な広報啓発活動の推進
 - 管内のスーパーやドラッグストア等に対して、店舗で発行しているレシートに特殊詐欺注意喚起文の掲載を依頼
 - 65歳以上の高齢者に対し、被害に遭わないためのアンケートを継続実施
- 中のところ、今後も同対策を継続

などについて説明した上で、今後の取組のあり方等について意見を求めた。

2 警察署協議会からの意見要望等

署長の説明のとおり、減少傾向となっているので現状の対策を継続していただきたい。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「自転車利用者に対し自転車レーンの利用方法、周知及び指導方法、具体的な効果を教示してほしい。」旨の要望があり、署長から「自転車レーンの設置理由、通行方法や事故件数の統計を踏まえた設置効果について説明した。また、毎月2回自転車安全利用キャンペーンを実施し、口頭指導やチラシ配布等で周知している。」旨を説明した。
- 2 委員から「街路樹について、車両運転の際に視線の妨げになるケースもあり対策を講じていれば紹介してほしい。」旨の要望があり、署長から「定期的な剪定等により道路環境の維持及び道路交通等の妨げにならないようにしており、災害等で木が折れるなど道路通行が困難な場合は、警察で資機材等を使用し撤去する場合もある。」旨を回答した。
- 3 委員から「道路の傷んでいる場所を補修してほしい。」旨の要望があり、署長から

「要望があった場所を実査し、東村山市役所に要望したところ、1箇所は市道と判明したため簡易的な補修を行う予定である。」旨を回答した。

- 4 委員から「公園の利用・犬の散歩マナーが悪い利用者がいて対応等に悩んでる。」旨の要望があり、署長から「トラブル防止の観点から110番通報してほしい。」旨を説明した。
- 5 委員から「夜間一人でパトロールしている警察官をよく見掛けるが、受傷事故防止の観点から心配である。」旨の質問があり、署長から「110番等の事案では、複数で対応している。装備資器材等も開発され、緊急時についても対応できている。」旨を説明した。
- 6 委員から「署員がコロナに感染した場合、警察業務はどのようになるのか。」との質問があり、署長から「地域課は4部制、内勤8部制で運用しているが、感染者が増加すれば、それに合わせて勤務体制を変えるなど臨機応変に対応していく。当署は現在まで影響はでていない。」旨を説明した。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和03年度 第3回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年12月08日 午後03時00分～午後04時00分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 6名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

1 協議会からの意見要望の取組結果について

- (1) 令和3年度第2回警察署協議会において、警察署協議会からなされた「踏切前に注意喚起の横幕や看板等の設置はできないでしょうか。」旨の要望については、高架工事に伴い、鉄道会社や工事業者と協議中であり、協議終了次第、イラストで踏切内立入等の注意喚起の看板等を設置する予定である旨を回答した。
- (2) 令和3年度第2回警察署協議会において、警察署協議会からなされた「青葉町商店街の交差点に「止まれ」の一時停止線標示があるが、消え掛かり、また、過去に重大事故があったことから修正していただけないでしょうか。」旨の要望については、交通課長と実査した上で関係業者に依頼をしたが、路面自体が劣化しており路面修正をしないと塗装をしても凹凸ができてしまうとの回答を得たことから、路面の再舗装後、標示を修正する予定です。」旨を説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1 署長から協議会への説明内容

(1) 自転車に対する警告・指導・取締り活動

ア 自転車には速度メーターの設置が義務付けられていないことから、速度違反での取締りは行っていないが、悪質な運転者に対しては、安全運転義務違反を視野に入れて取締りを行っている。

イ 自転車は分類上、軽車両であることから車道走行が原則であるが、普通自転車歩道通行可の標識が設置されている歩道については、歩道の中央寄りから車道寄り部分を徐行しなければならない等の指導を行っている。
当署では、交通課が中心となって、自転車の交通事故防止及び自転車利用のマナー向上を図るため、通行する自転車利用者に対して、自転車乗車中のイヤホン使用やスマートフォン使用の禁止の指導警告を行うとともに、「交通安全情報」と題するチラシを配布し、市民への自転車乗車時の交通ルールの遵守や歩行者への「優しい運転」のためのマナー向上の啓発を行っている。

ウ 当署における指導・警告・取締り状況としては、自転車走行マナーが悪い者には、指導・警告カードを作成・交付し、また、中学生以下や高齢者に対してはマナーカードを作成・交付して、マナー向上の啓発を行っている。

エ 特に悪質なものについては、交通切符を作成するなどの取締りを実施しており特に遮断途中踏切立入違反などは、数多く取締りを行っている。

(2) 「けいしちょうWeb教室」の学習用端末への導入推進について

当署生活安全課が管内の小中学校に対して、学習用端末を活用した防犯、交通安全教育の機会を提供するため、警視庁各部が製作した教育動画コンテンツを集約したものを、インターネット環境を利用し、生徒に配布された学習用端末からアクセスすることで、時間や場所を選ばず「けいしちょうWeb教室」を視聴することができます。この導入に関して、当署生活安全課が教育委員会への積極的な働き掛けを実施した結果、清瀬市では10月に導入が完了し、東村山市では校長会での説明を実施し導入が決定しました。

今後も新しい啓発動画など順次アップデートしていく予定です。当署では児童・生徒の犯罪被害防止と交通事故防止のために、管内の学校に導入が完了するま

で、積極的に働き掛けていきます。

- (3) 久米川病院との震災時におけるヘリポート使用に関する協力協定締結について
震災時において、交通手段が遮断された場合などの緊急時における、物資搬送等の手段の一環として、久米川病院に協力を依頼し、ヘリポート使用の協定を締結し緊急事態に備えることとなりました。

等について説明し、更なる取組の在り方等について意見を求めた。

2 警察署協議会からの意見要望等

署長から説明のあった取組は、防犯・交通安全対策、震災時における緊急事態における有効な対策だと思います。今後も継続していただき、更に様々な取組をお願いします。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「先日、防災訓練の一環として、衛星電話の訓練を都立公園と東村山署で実施しました。署長の説明があった、震災時等における緊急対策の一環として、久米川病院とのヘリポート使用に関する協定やスクールサポーター制度など署の取組は幅広くすばらしいと思います。引き続き、様々な取組をお願いします。」との意見があった。
- 2 青葉郵便局の向かいにドラッグストアができ、横断歩道がない場所の横断者が多くバス停留所が近くにあることから、看板等を設置するなどして注意喚起をしていただけないでしょうか。」旨の要望があり、署長から「交通課と状況を確認した上で検討し、対応していきたい。」旨を説明した。

その他

令和03年度 第2回 東村山警察署協議会 議事概要

開催日時 令和03年10月21日 午後03時00分～午後04時00分

開催場所	東村山警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 2名
------	-----------	-----	---------------------

内容

[業務説明]

1 協議会からの意見要望の取組結果について

- (1) 令和2年度第1回会議において出された、「秋津二丁目交差点信号機のサイクルが短く、車も数台しか進めず歩行者も渡りきれないため、信号のサイクル変更はできないでしょうか。」旨の要望については、交通管制課と実査し検討した結果、さくら通り方向から新秋津駅方向への青色現示秒数を3秒延長し、歩行者用青信号については延長しないこととした。その理由として、道路幅員から適切な現示秒数であり、運転者は余裕を持って右左折ができるため、巻き込み事故防止にもなるからである旨を説明した。
- (2) 令和3年度第1回会議において出された、「防災無線による高齢者に対する特殊詐欺被害防止の注意喚起は有効と思われるので、実現させるため引続き働き掛けをしていただきたい。」旨の要望については、東村山市・清瀬市の両市長に対し申し入れを実施し、両市とも特殊詐欺被害防止に対する放送を実施する協力が得られ、本年10月18日から放送が開始された旨を説明した。

2 管内不法投棄事案、不審者情報等の対応及び対策等について説明した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

1 署長から協議会への説明内容

管内不法投棄事案、不審者情報等の対応及び防犯対策

- (1) 不法投棄事案
当署管内における不法投棄事案取扱い件数と処理状況、悪質性の高い事案については、事件送致している旨を説明した。
- (2) 不審者情報
当署管内における不審者情報のうち、地域・事案別の不審者情報の概要について説明した。
- (3) 子供に対する防犯対策
子供たちが被害に巻き込まれないため、自らを守る知識を楽しく学んでもらうゲーム感覚でのクイズ形式スタンプラリー「東村山警察署謎解きクイズラリー」を実施中のところ、マスコミからの取材を受けた旨を説明した。

等について説明し、更なる取り組みの在り方等について意見を求めた。

2 警察署協議会からの意見要望等

署長の説明のとおり、今後も様々な取組をお願いします。

[その他の意見要望等]

- 1 委員から「秋津二丁目交差点直近にはホームセンターがあり、渋滞し交差点通過に時間を要したが、最近交差点通過がスムーズに感じられました。」との意見があった。
- 2 委員から「歩道等にも自転車や歩行者に対する止まれの一時的停止標示があるが、過

去に重大事故があった場所の道路標示が見えにくくなっているのを修正していただきたい。」旨の要望があり、署長から「道路標示については、交通課と実査し点検をした上で見直しを図っていきたい。」旨を説明した。

- 3 委員から「不審者対応などで体験型指導などはないのですか。」旨の質問があり、署長から「生活安全課スクールサポーターが学校側と連絡をとり、学校職員と合同での不審者対応訓練及び学校に赴き防犯講話等を実施している。」旨を回答した。
- 4 委員から「踏切内で立ち往生した車両を目撃した。前車両との間隔に余裕を持てば済むことですが、踏切前に、秋津二丁目交差点に掲げたような注意喚起の横幕や看板等の設置はできないでしょうか。」旨の要望があり、署長から「交通課と実査し検討した上で対応したい。」旨を説明した。
- 5 委員から「近所のお年寄りが自転車にひかれそうになったとの申出を受けた。最近、自転車の走行マナーについて、逆行や雨の日の傘差し運転等もあり、危険を感じる時があるので、指導・取締りを強化してほしい。」旨の要望があり、署長から「自転車取締り強化日を設けて実施はしているものの、悪質運転に対しては特に厳しく対応していきたい。」旨を説明した。

その他